

平成30年4月25日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可について
(お知らせ)

当機構は、新型転換炉原型炉ふげんの「使用済燃料の処分の方法」の記載内容変更に関し、平成30年2月28日、原子炉等規制法*1に基づき、原子力規制委員会に対して、原子炉設置変更許可申請（平成30年3月13日一部補正）を行い、本日、原子力規制委員会より許可をいただきましたのでお知らせいたします。

【これまでの経緯】

平成30年2月28日	原子炉設置変更許可申請
平成30年3月13日	同申請の一部補正
平成30年3月20日	原子力規制委員会による審査 原子力委員会、文部科学大臣、経済産業大臣へ意見聴取
平成30年4月25日	原子炉設置変更許可

添付資料：新型転換炉原型炉ふげん原子炉設置変更の許可内容について

*1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項

以 上



添付資料

新型転換炉原型炉ふげん原子炉設置変更の許可内容について

ふげんの使用済燃料については、海外再処理を視野に検討を進めた結果、技術的な目途がついたことから「使用済燃料の処分の方法」について記載内容を変更することとし、2月28日に原子炉設置変更許可の申請（3月13日一部補正）を行い、本日（4月25日）許可を受けた。

「使用済燃料の処分の方法」の記載内容の変更

変更前：「使用済燃料は、当事業団再処理施設にて再処理を行なう。」

変更後：「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。」

以 上